
○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

◇ 鈴木源一郎君

○議長（稲葉昭宏君） 一般質問を続けます。

通告順位4番、鈴木源一郎君。

（10番 鈴木源一郎君 登壇）

○10番（鈴木源一郎君） 日本共産党と町民を代表して一般質問を行います。

私の質問は2つの点であります。まず星山線の問題から入ってまいります。

星山線問題で、当局は12月議会以降、調停の手続きに入っていると思いますが、被災者には何の連絡もないそうでありますが、調停はどこまで進んでいて、どういう見通しで、いつごろ結論が出る予定ですか。

現場は、町長、ご存じのとおり、裏山が家屋にのしかかって押している状態、動いている状態のわけですから、一刻も早い解決が求められていることは論を待たないわけでありませ

ず。昨日ですか、一昨日ですか、雨降りて裏のコンクリの擁壁の一部がまたずれ落ちて家屋を今までより余計にぐんと押してきたということがあったそうではありますが、町長、百も承知だとは思いますが、即刻結論を出さなければだめであります。

町長、この調停の答えはいつごろ出るのでか、まずお答えをいただきたい。

次に、この災害は解決が遅れば遅れるほど裏山がじわじわ落ちてくる災害であり、現場は一刻も早い解決が求められている特殊な災害、問題が止まって動かない事件とは全然違うわけであります。

また、発生してもう3年になるわけであります。町長、3年間手つかずでいるわけですよ。被災家屋のゆがみは少しずつ進んで、解体して建て直しをしなければならなくなる可能性のある事件であります。そうなれば常識では考えられない長期間の責任・・・、この責任の大部分は町にあるわけであります。

被災者の家族の心労は非常に大きいものがあると思います。町長、調停の迅速化のため万難を排して特別な対策を取る必要があるのではありませんか、答弁を求めるものであります。

次に、星山線の最後の問題であります。町長、この事件は調停といってもあくまでも調停であります。町長と同じ地区のそれも近所同士の問題であり、年齢的にみてもそう離れていない近い間柄で起きた問題であります。被災者と直接の交渉を困難はあっても、どんなことがあっても継続させ、日常的ににらみ合いでなく、意見の疎通を図り、調停頼みでなく、円満解決、早期解決の道を必死になって探すのは当然ではないですか。

町長、町長のこの間の説明を聞いていると、調停をやるからもう大丈夫だみたいに考えているのではありませんか。それは違うと思うんです。調停はあくまでも調停で、裁判と違いますから、判決が出るわけではありません。双方が努力して妥協点を見いだすわけですから、当事者の努力、当事者の心構えが欠かせない重要なポイントになることは明らかであります。町長、どんなに困難があっても直接被害者との交渉で英断をもって事態を切り開くべきだと思いますが、それ以外には方法がないというふうに思いますが、町長の明確な答弁を求めるものであります。

次に、2番目の問題に入ります。避難タワーの問題であります。避難タワーの建設は、津波の危険性のある市町では県下ほとんどのところでおよそ建設が進んできており、わが町も建設が切望されており、ようやく1番目が始まったわけであります。執行に入ったところでもあります。

ところが、建設に向け用地も決まり用地買収や解体作業など執行が相当進んだ段階で建設が中止になってしまったと。それだけでなく、中途では計画そのものも白紙となり、県の補助も付かなくなったそうだという情報も聞きました。それが、新聞の最近の報道では、今度は復活となり、27年度にはできるというふうにしました。今議会に出された26年度のわが町の補正予算の繰越明許費でも7900万円繰越補正をされていますので、確実だろうと思いますが、事実でしょうか。いったいどういう経過で西区からの建設中止の申し出の際も建設中止でなく、休止という声もあったかに聞きましたが、再度予算化などと揺れ動いた経緯は、いったいどういうことですか。端的、明確に説明をいただきたい。

執行が、用地買収とか相当進んでからのこのような揺れは、当局の内部にその原因があるのではありませんか。納得のいく答弁を求めるものであります。

次に、タワーの問題の2点目に入ります。町長、西区から中途になって場所が不適だとか、異論が出されてきたそうではありますが、建設に向けて用地買収とか解体とか、執行が相当に進んだことを軽々に変更すべきではないことは自明なことで、行政を執行している当局が、一番そこは認識していて当然のことです。いったいどういう経緯でそんなことが

起こったのか、はじめ地元から出された計画があいまいだったのですか。住民から出された計画案があいまいであることはあり得ることでもあります。問題は、それを受けて、執行に入ったその執行部が揺れ動いたのではありませんか。そうとしか考えられないわけですが、納得のいく答弁を求めるものであります。

次に、タワーの3点目、三省社敷地の避難ビル計画案はどこから出たのですか、西区で休止を決める前ごろ、たぶん5区全部に・・・、5区の区長会から三省社の避難ビル建設計画がさも決まったかのように回覧板が唐突として流され、住民の大きな不信をかったそうであります。いったいこれはどうしたことだと、何だということまで不信をかったわけであります。そうしたら、最近になったら、また今度は三省社ビル建設計画が中止になったのは、那賀川河口に水門の建設が必要だから、三省社ビルは中止になったかのような回覧板が・・・、たぶん5区区長会から出された、そして5区に回ったそうであります。

町長、こんな怪情報はどこから出たのですか。当局は、この怪情報の出処をつかんでいると思いますが、そのコピーもこの本会議に提出をしていただきたい。その上にたって、町長、住民の中での議論の形跡のない、ほとんど情報は特別に注意をする必要があるのは、行政の長の初歩的な常識だと思いますが、いかがですか。

さらにこのような行政の関わりの深い政治的な情報が当局の関知しないところでは出されずはない。だから、当局が何らかの形で関与したと思いますが、明確な答弁を求めるものであります。

以上で初回の壇上からの質問を終わります。

(町長 齋藤文彦君 登壇)

○町長(齋藤文彦君) 鈴木源一郎議員の一般質問にお答えします。

1. 星山線のその後について「①星山線問題で当局は12月以降「調停」の手続きに入っているとは思いますが、現在どこまで進んでいるのか。その見通しはどうか②この事件は裏山が崩落して家屋を押している進行型で一刻も早い解決が必要な特殊な事件である。3月になれば丸3年になる。さらに長期化すれば被災家屋は解体立て直しになりかねない事件だ。家族の心労は大きい。調停の迅速化のため万難を排した特別な対応が必要ではないか③この事件は調停中とは言っても町長と同じ集落住民同志の問題である。被災者との直接交渉を継続させ、にらみ合いでなく、意見の疎通をはかり、早期解決をはかるべきだと思いがどうか」についてでございます。

本件星山線の問題解決にあたっては、相手方に対し妥当な工事負担率の提示や法面工法の

見直しなどを提案し、相手方と長期にわたって交渉を重ねてきましたが、依然として合意に至っておりません。そこで現状の打開を図るため、1月の臨時議会に再度の調停を提案し、可決をいただきましたので、直ちに顧問弁護士に依頼し調停の手続きを開始しました。現在のところ管轄裁判所からの期日通知は届いておりませんが、近いうちに調停を開始することになると思います。今回の再調停の場においては、相手方との冷静な協議を進め、工事内容と負担率についての合意を目指したいと思います。

2. 西区避難タワーについて。①「西区に建設予定の避難タワーは、建設に向け執行が進み、用地買収や解体が行われていたが、建設の中止だけでなく、計画も白紙になったと聞くが事実か。なぜ白紙になったのか」についてでございます。

西区の避難タワーにつきましては、佐藤作行議員の質問で回答したとおり本年度完成を目指し事業を進めておりましたが、地元の西区から事業休止の要望書が提出されたことから、当初の予定通り事業を進めるために地区との調整を図るあいだ進行が止まっていたもので、計画が白紙になったという事実はございません。

②「区から中途になって、場所が不適とか異論が出たそうだが、建設に向け執行が進んだことを軽々に変更すべきでないことは自明のことだが、どういう経緯か。なぜ変更なのか。初めの計画があいまいだったのか」についてです。

先ほどもお答えした通り、避難タワーにつきましては、事業を進めている途中で事業を一時ストップしてほしいという「休止」の要望があったため、またこれが地域の総意ということもあったので、事業の進行を一時止めたというものです。町としては、当初の計画どおり進めるためには地元区との理解も必要ですので、地区と協議する期間を設けたということであり、避難タワーを建設していくという当初の方針を変更したというものではありません。

③「三省社敷地への避難ビル建設計画案は、どこからでたのか。住民の中での議論が欠落した案は、注意するのは行政の長の初歩的常識だと思うがどうか」についてです。

避難ビル建設の関係につきましては、昨年9月に松崎5区から「防災センター兼防災津波避難ビル」建設について要望書が提出されたことにより議論が始まったわけですが、もともと町の計画にないこと。また、建設場所や維持管理、経費負担など解決しがたい問題が多いなどの理由から実現は難しい旨5区の方々に説明し、理解を得たところです。

避難タワーや避難ビルの話も含め、地区を代表する区長さんが地域の意見を反映させて提出してきた要望書につきましては尊重しなければならないと考えておりますが、それぞれのケースに応じて町の立場や状況を踏まえた対応をするよう心掛けているところでござい

す。

○10番（鈴木源一郎君） 一問一答でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 許可します。

○10番（鈴木源一郎君） 星山線から入ってまいります。

町長、調停の状況、見通し等々についてはいま説明をいただいたわけですが、当然被災者がいて、当局もあって、事があるわけですので、被災者に調停だから何だからといって報告しないというのはだめですよ。やっぱり報告をきちっとして、こういう見通しで進んでいるよとか、こういうことできているよとかということで説明をして、非常に不安をもっている被災者に情報提供ということが当然必要だと思うんですよ。この間やっていないそうじゃないですか。やっぱりね、何というか、にらみ合いじゃないわけですからね。相手も町民、同じ地域のまた近所で起こっている事件ということですから。当然疎通を図るのは当然のことですが、行きもしないと、情報の・・・、ちっとも調停のことは、私なり調停が・・・、また再度の調停が行われるということになったという、それ以降は全然連絡が取れてないそうじゃないですか。どうしてですか、それは。だめですよ、これは。裁判じゃないんだから。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 弁護士の方にずっと催促をしていたわけですがけれども、調停を申立てたということは、近頃、ちょっと前に入ってきたところであります。

○10番（鈴木源一郎君） なんですか。弁護士が・・・、どういうことですか。

○町長（齋藤文彦君） 弁護士の方から連絡がございまして、それで調停を裁判所に申し立てましたという連絡がちょっと前に入りました。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、私がいうのは、そういう弁護士とのやりとり経過ももちろんあれですけども、情報ですけども、とにかく被害者に・・・。裁判じゃないんだから、被害者に情報をこういう見通しでいま進んでいるよという話を知らせるべきですよ。だって町長だってそうでしょう。自分の家に山がのしかかっている、じわじわと進んでくるというようになっているというのは、人間にとって非常に不安なわけですね、当然。それなのに、いっこうに町からは連絡がないという状況のわけでしょう。それはだめですよ。どうしてですか、そこは。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 9月の段階で請願の審議がありまして、その時点で交渉を進めるようにという議会の可決をいただいたわけでございます。その間、それ以前から私どもの方でもさんざん交渉をして、先ほどの町長の回答のとおり工法変更とそれから負担率につ

いて様々な交渉をしてきたわけですが、依然として合意に至らなかったという点が背景にありまして、その時点で、9月の請願の時点ではもう直接交渉ではもうちょっとらちがあかないのではないかというふうに考えまして、再度の調停の場の手続きを進めたいという考えで、1月の臨時会に至ったわけでございます。その間、確かに連絡がないのか、調停がどのように進んでいるかということに関しましては、確かに議員の言われたとおりでございますけれども、ただ現状としましては、調停の場で再度進めなければいけないということでございますので、特段相手方には連絡をしなかったことは事実でございます。

先ほど町長が言いましたとおり、調停の方も手続きを進めまして、申立てをしたわけでございます。ただ、前回の調停の場で申立てをしてから実際に管轄の裁判所で調停を行った期間は1カ月から1カ月半くらいの間があったというふうに記録に残っておりますので、たぶん3月の末か、もしくは4月の半ばころには調停の方が始まるのではないだろうかと考えております。

○10番（鈴木源一郎君） 建設課長もああ言っているわけですね。3月末か4月頃に出るかもしれない、もちろん、かもですけど。しかし、そういうような情報を先方に伝えて、疎通を図ると・・・、それは被災者と執行部ということで、気まずい問題なんかもいっぱいあると思いますよ。それも長期に、3年になってきたということになれば、なおさらそこに非常にいろいろな障害もあると思います。しかし、どんなことがあっても、そこのお互いの意見の疎通がない限り示談というのは・・・、ぼくも示談については詳しくは知りませんし、知識も少ないですけども、裁判とは違うわけだから歩み寄るということがどうしても必要になると思うんですよね。だから、そういうことを考えれば、今の建設課長の答弁したそういうところも先方に伝えるということを急いでやるべきですよ、今からでも。どうなんですか、それは。

○町長（齋藤文彦君） その点は反省したいなと思っております。

○10番（鈴木源一郎君） その上に立って、昨日、2～3日前の雨降りでもぐっと押してきたと、擁壁が落ちたと・・・、間に落ちたということのようですけども、これが長期になれば3月末か4月の頭に答えが出るかもしれないと言っていますから、そこら辺まではひと月とかひと月半になるわけですけども、それにしてもこの家のゆがみが大ごとになって、家そのものを解体して建替えをしなければならないという事態になりかねないですね。そうすると、当然こんなに常識はずれの3年も現場を手つかずという状態においたのは、どこに責任があるのかといえ、町に大半が責任があると思うんですよ。だから、これはじっとして

いられないという問題だと思いますが、どうですか、そこの認識は。

○町長（齋藤文彦君） いろいろありまして、先ほど檀上で言いましたけれども、臨時議会に再度調停を提案して、調停がスタートするわけですけれども、いろいろあったわけですから、2度も調停にいつているわけですから、これでぜひ解決したいなと思っているところがございます。

○10番（鈴木源一郎君） それで調停は、はじめにも言いましたように裁判じゃないから、当然歩み寄ることが必要なんですよね。どこかどうかに結論を出すと、双方がのめる・・・、そこまでは何とかのめるところを出さなければならない。まるっきり裁判のように出してくるというわけにはいかないということがあると思うんですよね。そうしてみれば、意見の疎通というのが欠かせない重要な要素としてあると思うんですよね。被災者とのあいだの意見の疎通、そこについての認識はどうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 意思の疎通がなかなかとれないところがありますけれども、これはもう3年間いろいろやってみての結果で2回の調停でお願いしているところがございますので、いろいろ鈴木議員のいうところもわかりますけれども、そのようなことを踏まえて第2回の調停になったということがございます。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 意思の疎通うんぬんの話ということでございます。当然調停の中でもやはり相手方と合理的な形で、町長も言ったとおり円満に解決したいという思いは、我われ事務局方も当然のことでございます。ただ、現実問題として我われが提示した負担率と向こう側の主張する率の方がかけ離れていることは当然議員の方もご承知かと思うわけでございます。その差をどう埋めるかということは、やはり調停の場のなかで冷静に協議していかなければならないことだと思います。その中で、調停員、調停委員会の中で、和解案等の提示があった場合には、その辺はまた持ち帰って検討するというような手順を踏まなければならないかと思っております。

いずれにしても、町長の思っているとおりに、この再調停の中でできれば合意をしていきたいという考えでございます。その中で意思の疎通が図れば、図りたいと思います。調停の進め方という意味で意思の疎通を図りたいということでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 調停はあくまでも調停で、歩み寄るということが前提で、話し合いが前提だろうと思われまますから、そうしてみると日常的な被災者との現地での、あるいは現地でなくても結構ですけれども、役場でもいいと・・・、意見の疎通を図って、それで妥協点に近づけていくということなしには結論は出ないんじゃないかと思うんですよね。ずっと

いけば、平行線でまたなんぼ経っても結論が出ないということになるわけですから、そのところは、認識はどうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） だから調停をお願いしたわけで、その中でそれなりの案が出てくるのではないかと私は思っています。

○10番（鈴木源一郎君） 現場はそういうことで、またこれから雨期が始まってくるわけですから、なおさらやっぱり裏の山が押してくるという事態になりかねないということです。なおさら・・・、何というか問題解決の一刻も早い状況を作り出すということで、本当に真剣に考えなければならぬと思うんですよね。これはまた場合によっては、3月末か4月の頭・・・、そういう見通しは大ざっぱなおよその見通しですから、解決ができないのであれば先に延びていくわけですから、これは深刻な事態になると思うんですよね。だから、本当に腹に据えて取り組むということをしていただきたいと思います。ということで、次に進みます。

次は避難タワーの問題です。避難タワーの問題では、町民から、あるいは地区から出されてくる要望というのは執行をもっていないことが前提で意見が出てくるわけですから、要望は時には変更になったり、揺れたりなんかするという事はあり得ることですよね。

問題は、それをとらえる当局自身、執行部自身が揺れたらだめですよね。だめならだめ、よしならよし、その案でよしということになったら執行に入るわけですから、執行に入ったらもう動かないということが基本だと思うんですよね、鉄則だと思うんですよね。だから、そここのところが揺らいで結局、はじめ出された、西区から出された避難タワーの要望が途中で中止あるいは休止ということになったりして、揺れたと・・・、揺れたときに、当局がこうだという・・・、物事をつくるには、あるいは執行というものはこうだということで、しっかりした太い背骨を確立して対応していれば、そんなに動かないと思うんですよね。ところが、そうじゃないことがあったからやっぱり変なことになる、揺れるようなことになる。執行の内部にそこは問題があったんじゃないかと思いますが、どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 執行部は全然揺れてないわけです。はじめから建てる予定でいたわけです。ただ、西区の方から休止のお願いがきて、そのあと5区の方から避難ビルの方の建設の要望が出たわけですから、それでちょっと待ってください、県の方とも相談してみますというようなことのでございますので、全然ぼくらの方は揺れていません。

ただ、5区の方で、来た当時、県と事前に相談したわけですがけれども、浸水想定区域内の防災センターは基本的にはあり得ないと5区の方に最初に言いました。また、防災センター

建設する施設で基本的に浸水区域外に整備するものだというので、補助金は該当しないと。それで浸水する分の高さの補助金は対象にならないと、そして浸水深の深さプラス4メートルくらいまで、1階、2階の部分は補助対象にならないですよ。補助対象の部分については、全て町負担となり、町が負担する額の半分は地元負担金が必要と考えているというようなことを5区の皆さんに言って、これは非常に厳しいですよということを言ったわけですが、5区の方から要望があったわけですから、それをむげに区の要望を蹴飛ばすわけにはいきませんので受けたわけでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 西区から中止じゃなくて、休止ということがきたように情報では流れましたよね。休止というのはあきらめだと、建設をよしちゃうということとやや違いますよね。ちょっとおかしいねということで、きちっとそこは、休止なのか、再開するのか、きちっととらえることが執行の上では必要じゃないですか。それが休止のまま生殺しみたいなことでいったと、それでまた起きてきたということになるということ自体のとらえ方を執行部自身のとらえ方に甘さがあるんじゃないですか。

○町長（齋藤文彦君） あとで課長が答えますけれども、その休止の要望書がきたわけですが、そのあといろいろ西区の区長さんと話している中で、これから5区と一緒に防災センター、避難タワー、避難ビルをお願いすることになるから、ちょっと休止してくださいというような話があって、「ああ、そうですか」というようなことでございます。

○総務課長（山本秀樹君） ちょっと話の方の補てんをしますと、いま町長が言ったとおり、まず、今の予定を休んでくださいと休止をしてもらいたい。その理由は、まず今のタワーだともし上に乗った場合に、下にガレキ等が溜まって降りられなくなったときに、雨露をしのぐ場所もない。それから備蓄品も備蓄できないところだと、逃げる施設としてはやっぱり不十分であると。そういう機能も持ったビルみたいなものを要望しますよというような内容での・・・、それまでそういうことであるから、とりあえずそういう要望を出したいよと、それが叶わなかったときは、再度今の予定をとというような要望書の内容です。

それで、すぐあとに5区からビルを要望する要望書が出された。町の方としては、町長が言ったとおり、まず現行の予定はそのままいきたいよと、ただ同じ建てるにしても地域の総意ということで別の予定をとということであったものですから、同じ建てるのであっても地域の納得、地域の理解を得た上で建てていきたいということがあったものですから、皆さんから上げられたそういうビルとか、そういう要望に対しては、さっき町長が言ったように、これこれこういうような理由で皆さんの負担金も必要なんですよと、障害もかなりあって難

しいんですよと、だから、それはあきらめざるを得ませんよという話をしながら、ただ地域の方々から上がってきたそういう退避施設であるとか、そういう備蓄のものを置く倉庫であるとか、そういうものは今のタワーに付属して建てた場合にそれが、例えば、今の基金を使うわけですけども、該当していくのかどうかというようなところの確認を併せて並行してやっていったと。そういう調整期間のために、地域の理解を得るために時間を割いたというのが今回の休止期間の実情という形になります。

○10番（鈴木源一郎君） 休止にしても、あるいは避難ビル、三省社の敷地に避難ビルの問題にしろ、当局がどっぷりそこに揺れこんでしまったということを行っているわけじゃありませんよ。ややそういう傾向があったんじゃないかということを行っているわけですけど・・・。その西区の休止が総会だか何だかで決まるというちょっと前に5区の住民のところに回覧板が回りましたよね。西区の避難タワーはやめて、三省社のところに避難ビルを造るという方向でいきますから、よろしく願いしますみたいな・・・、決まったような情報だったみたいですよ。ぼくはその現物を見ていないですけども、当局の方にありますか、それが。あったらコピーを出していただきたいということと合わせて、その後最近になって三省社の避難ビルのことでは、那賀川河口の水門計画が・・・、やらなければならないので、こっちはやれないと、三省社のビルは。だから、そういうことで了解してくれみたいな情報が流れたというんですよ。これは5区の区長の名前で、5区の皆さんのところに回覧板が回ったと思うんですよ。

いずれにしても、それらは当局に全く関係ない情報として出されたということは思えないわけですよ、考えられないと。相当何らかの形で当局が関知しているというふうに思いますが、いかがですか。普通だったら、そんな情報をいくら高官の人でもいろいろ有名な人でもなかなか出せる情報じゃないよね、どうですか。

○町長（齋藤文彦君） 誰から聞いたか知りませんが、当局は関知していませんので。

○10番（鈴木源一郎君） 全町に回覧板で回ったみたいですよ、回覧板が・・・。知っていないわけではないでしょう。

○町長（齋藤文彦君） 2番目の件は全然関知していませんよ。要望書が回ったというのは、私も見ていますから、それは知っていますけれど。

○総務課長（山本秀樹君） いま町長がお答えしたとおり、そういう5区の区長さん方が発行した文書は回ったというので、それは見ています。ただ、それに対して町が情報を流したとか、町が主導してそういう回覧を出したとか、そういう事実はございません。

○10番（鈴木源一郎君） 通常・・・手元を見ているわけではないからわかりませんが、通常じゃ住民の誰かが考えだして、回覧板を回せよというふうな5区の区長会なりに乗っけてもらって、回覧板を出せという情報じゃない。もっと内部の行政に近いところで得た情報としか考えられないわけですよ。だから、町がかんでいるんじゃないかと住民はだいたい思うんですよ。

そういうことは絶対ないということであるなら、この後ちゃんと5区の区長さんにそのような回覧板は、紛らわしい情報を載せた回覧板は十分注意して欲しいということを当局もやるべきじゃないですか、どうなんですか。

○総務課長（山本秀樹君） 内容的には、区長様方がそういう情報を得て調べたんだと思います。こういうことがあるから、だから、こういう要望を町に上げますよという内容の文書ですから、それに対して我われ町の方からどうこうということは、そういう必要はなかったと思います。

○10番（鈴木源一郎君） 回覧板は当局、執行部で・・・、行政の執行部が関知するところじゃないですね。区長さんなり、あるいは区の中のそれなりのルールに従って出すものもある、出さないものもある・・・、まあ、やるわけですね。しかし、町に関わりの深い情報がそういうふうに流れるということが2つもあったということになれば、今後は注意してくださいよということを何らかの形で牽制球を出していくということが必要じゃないですか、町長。

○町長（齋藤文彦君） それは必要だったかもしれませんが、町が介在しているとか何とかというのは誰から聞いたか知りませんが、本当に正確でないやつをこの場で言ってもらいたくないなと私は思っています。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、情報の出处は・・・、ぼくも見ているわけじゃないけど。出处は当局の得ている情報あるいは県当局や何かを得ての情報に近いところから出た情報ではないか。例えば、那賀川河口の水門の方に予算を回すということがあるので、避難ビルはできないとかというのは、これは通常じゃあ、普通の住民じゃ出ないわけですよ、頭の中から。だから、そういうような類の情報を出す場合は注意してくださいと・・・。町が被害を受けたり、町がいろいろな・・・、それによって迷惑がかかるので注意してくださいねという注意はすべきじゃないですか。町がそれに関知したということでないということであれば、それでいいです。関知していないでよかったですよ。どうですか、そこは。

○議長（稲葉昭宏君） 申し上げます。鈴木君、時間ですけれども、時間延長しますか。

○10番（鈴木源一郎君） 5分延長してください。

○議長（稲葉昭宏君） 5分延長します。

○10番（鈴木源一郎君） 今の話は、避難ビルをあきらめますという回覧の話だと思いますけれども、その内容は、その予算を水門に回すとかという内容は一切書いてありません。水門とか、ほかの避難施設とかというふうな、合わせた整備計画の中で、いろんな整備計画をやっていくので、避難ビルについてはできないよという話が町から聞きましたということでの記述があるわけです。

ですから、その部分については、町の方から断りを入れられた、町が言った理由ということで区長さん方のほうで作文をして書いた回覧の内容で、若干鈴木さんの理解は違っているのかなと思います。

今回その部分については、その書き方については、これは見て、町の方の直接説明した内容と若干ニュアンスが違うものですから、その点については、あそこは違いますねという話は個人的にはさせてもらいましたけれども、そこは区長様方のほうの・・・、うちの方で出した文書だからというようなことで、その話はそこで終わったというような経過がございます。

○10番（鈴木源一郎君） 総務課長、知っているじゃないですか、中身を。そのコピーを出してくださいよ、別にその文書が無効だとか何とかというんじゃないわけですからね。そういうようなものを出す場合は、ぜひ区長さん、注意してくださいというふうに町からそういう対応をするということが必要だと感じるから言っているわけですけどね。ないとか、出ないということならしょうがないですけども、住民にとっては非常に紛らわしい。町が関係しないはずがないというような感じを受け取る内容になっていると思います。だから、そこはちゃんとすべきじゃないかと思いますが、どうですか。

○総務課長（山本秀樹君） 町の方として、我われの方としては、そういうところには関知していないのは事実ですから、そこについては、実際に回覧を出すのは、区の権限として出しているわけですから、そこに対してとやかく言う権限はないのかなと思います。ただ、内容的に今回は我われが話をしたのは、町からの区への説明のところのニュアンスが若干ちょっと違いましたねという話は差し上げたということでございます。ただ、その文書自体の責任とか、その辺は区に負っていただくというようなことから、我われの方からは大いに世論を乱すようなものがあれば、その辺はまた考えなければいけないでしょうけれども、今回の内容については、その必要はないという判断をしたということでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 経過をずっとみていると、当局がどうも関知をしないはずがないような情報がところどころあって、きているわけですね。だから、きちっとそこは、わしらは全然関係ないじゃないかということを知るようにしていく必要があるんじゃないかと・・・、住民にも。そうでないと当局がやらせていたんだみたいなことが残っていくと思うんですよね。それは町政にとってはよくないことですから、きちっとそこはすべきだと思いますよ。どうですか。

○総務課長（山本秀樹君） おっしゃりたい意味はよくわかりますけれども、今回の件につきましては我われの方も関知していませんし、5区の区長さんの連名で出された文書ですので、地域の方々も5区の区長さん方が出した文書ということで、ご理解をされているということです。我われの方からはあえて町が関与したものではありませんとか、そういうような文言を付けた文書を出すとか、そういう訂正文を出してもらおうとか、そういうところの必要性はなかったというふうに判断をしたということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） 鈴木君、時間がありませんから。

○10番（鈴木源一郎君） 終わりにしますけれど、やっぱり行政が揺れると不信をかうということは、結局今後も進んでいく場合にも非常に疑問を生むわけですから、そういうことのないようにしっかりした揺れない行政執行をするということで、避難ビルもそういうことでしっかり建てていくということでやっていただきたいことを切望しまして、私の質問にしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲葉昭宏君） 鈴木さん、コピーの話が出ましたけれども、おそらく、いま総務課長の答弁の内容から、おそらく、5区で出している回覧板の話かなと推察されますから、現物があるようでしたら、また当局に請求をしておきます。その辺をご了承ください。

（鈴木議員「お願いします」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で鈴木源一郎君の一般質問は終わります。
暫時休憩します。

（午後 2時53分）